

事務連絡  
令和3年4月8日

各高齢者施設・住まい  
各介護保険事業所 } 管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の  
実施について」の一部改正について

このことについて、令和3年3月30日付けで厚生労働省老健局から別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

なお、本事務連絡については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載していますのでご確認ください。

**【掲載場所】**

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 5. 国・県の通知

→ 低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度  
の実施について

<https://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=6>

問合せ先

電話 (045)210-1111 (代表)

在宅サービスグループ 柳沢 (内線 4824)

保健・居住施設グループ 戸塚 (内線 4858)